

令和3年度 第2回久留米市環境審議会

日時：令和3年11月24日（水）
14時00分～
場所：え～るピア久留米 3階
301会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 第2次久留米市生物多様性地域戦略～くるめ生きものプラン～の素案について

- 資料1 久留米市生物多様性地域戦略「くるめ生きものプラン」の改定について
- 資料2 第2次久留米市生物多様性地域戦略～くるめ生きものプラン～（素案）
- 資料3 くるめ生きものプラン～資料編（案）

(2) 久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて

- 資料4 久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて
- 資料5 久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）
- 資料6 久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【資料編】（案）

3 報 告

(1) 久留米市の2018（平成30）年度温室効果ガス排出量について

資料7

(2) 久留米市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）令和2年度実績について

資料8

(3) 令和2年度久留米市環境調査結果について

資料9

4 閉 会

環境審議会委員名簿

令和3年7月1日現在

番号	所属	役職	氏名
1	久留米市女性の会連絡協議会	会長	池田 博子
2	久留米大学 医学部	教授	石竹 達也
3	聖マリア学院大学	学院長	井手 信
4	久留米市校区まちづくり連絡協議会	幹事	緒方 浩一
5	久留米市農業協同組合	総務企画部総務課課長代理	権藤 裕子
6	久留米商工会議所	常議員	最所 美博
7	久留米市地区環境衛生連合会	会長	柴本 喜久男
8	久留米三井薬剤師会	常務理事	園田 茂
9	九州大学大学院芸術工学研究院	准教授	高取 千佳
10	くるめクリーンパートナー	代表	高橋 和子
11	久留米工業大学 建築・設備工学科	教授	池鯉鮒 悟
12	久留米工業高等専門学校 生物応用化学科	教授	中寫 裕之
13	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	環境長	服部 和孝
14	久留米大学	教授	濱崎 裕子
15	久留米大学	名誉教授	藤田 八暉
16	久留米医師会	会員	藤田 眞知子
17	国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所	所長	吉田 大
18	高齢者快適生活づくり研究会	代表	吉永 美佐子

久留米市生物多様性地域戦略「くるめ生きものプラン」の改定について

1 経 過

久留米市生物多様性地域戦略「くるめ生きものプラン」（以下「地域戦略」）は、平成 29 年 2 月に策定し、久留米市環境基本計画の個別計画として、生物多様性保全の取組みを進めてきました。

現行の地域戦略は令和 2 年度までを短期目標としており、その年度中に見直しを行い、令和 3 年度から改定後の地域戦略による取組みを行う予定でしたが、コロナ禍による生物多様性国家戦略の改定が遅れたこともあり、今般、改定することとしました。

令和 3 年 3 月に策定した第三次久留米市環境基本計画では、地域戦略を部門別計画と位置付けており、基本目標の一つである「自然共生社会の構築」に向けた取組みを進めていきます。

2 計画の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 計画の目的 | 基本理念の「自然とふれあい、自然と生きるまち くるめ」を目指す |
| (2) 対象地域 | 久留米市全域 |
| (3) 計画期間 | 2022（令和 4）年度～2025（令和 7）年度 |
| (4) 基本目標 | 生物多様性国家戦略、福岡県生物多様性戦略では、目指す社会を 2050 年までに実現させることを目標としており、本市においても 2050 年までに基本理念の実現を目指す |
| (5) 施策の方向 | 生物多様性の保全及び自然環境の持続可能な利用 |
| (6) 施策推進の視点 | 「ひとづくり」「まちづくり」「しくみづくり」の視点に基づく施策の推進 |
| (7) 成果指標 | 生物多様性の認知度
【現状】 26.9%（2020）⇒【目標】 60.0%（2025） |
| (8) 進行管理 | ①「久留米市環境基本計画行動計画」で進捗状況を管理し、施策の成果を把握する。
②P D C A サイクルにより、効率的・継続的・発展的に取組みが進むよう、進捗管理を行う。 |

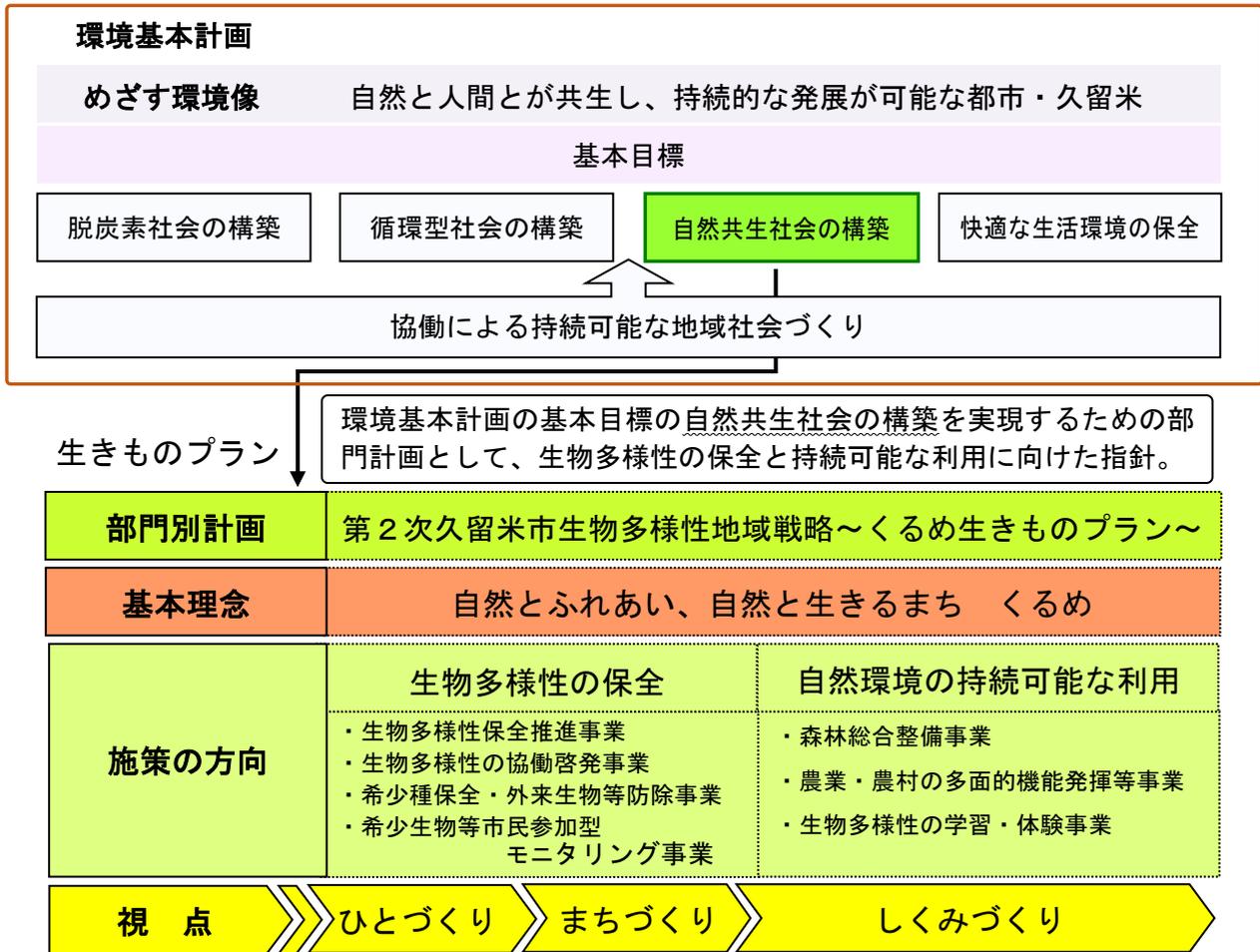
3 その他

資料編のほか、小学校高学年向けの啓発編も作成予定

4 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|---------------|
| 令和 3 年 12 月 | パブリックコメントの実施 |
| 令和 4 年 2 月 | パブリックコメント結果報告 |
| 令和 4 年 3 月 | 第 2 次地域戦略の策定 |

プラン概要図



第2次久留米市生物多様性地域戦略

～くるめ生きものプラン～（案）

（2022～2025）

令和〇年〇月
久留米市

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画について	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 対象地域	2
4. 計画の期間	2
5. 課題	2

第2章 生きものプランの方針

1. 基本理念	3
2. 基本目標	3
3. 施策の方向性	3
(1)生物多様性の保全	3
(2)自然環境の持続可能な利用	3
4. 施策推進の視点	4
5. 計画の体系	4
6. 庁内等における連携	5

第3章 生きものプランの推進と進行管理

1. 成果指標と取組指標	5
2. 進行管理	6
3. 推進体制	6

第1章 計画の基本的事項

1. 計画について

第2次久留米市生物多様性戦略～くるめ生きものプラン～(以下「生きものプラン」という。)は、第三次久留米市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)に掲げる基本目標の一つである「自然共生社会の構築」の実現に向け、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、今ある豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できるよう策定しました。

私たち一人ひとりが生物多様性との関わり方を見直し、市民、事業者、教育機関、市民団体等の各主体間の連携・協働による取組を社会全体に浸透させていくことを目指します。

また、生物多様性は、SDGsの根幹を成すものとして捉えられているため、成果指標や取組指標の達成に向けて取り組むことで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

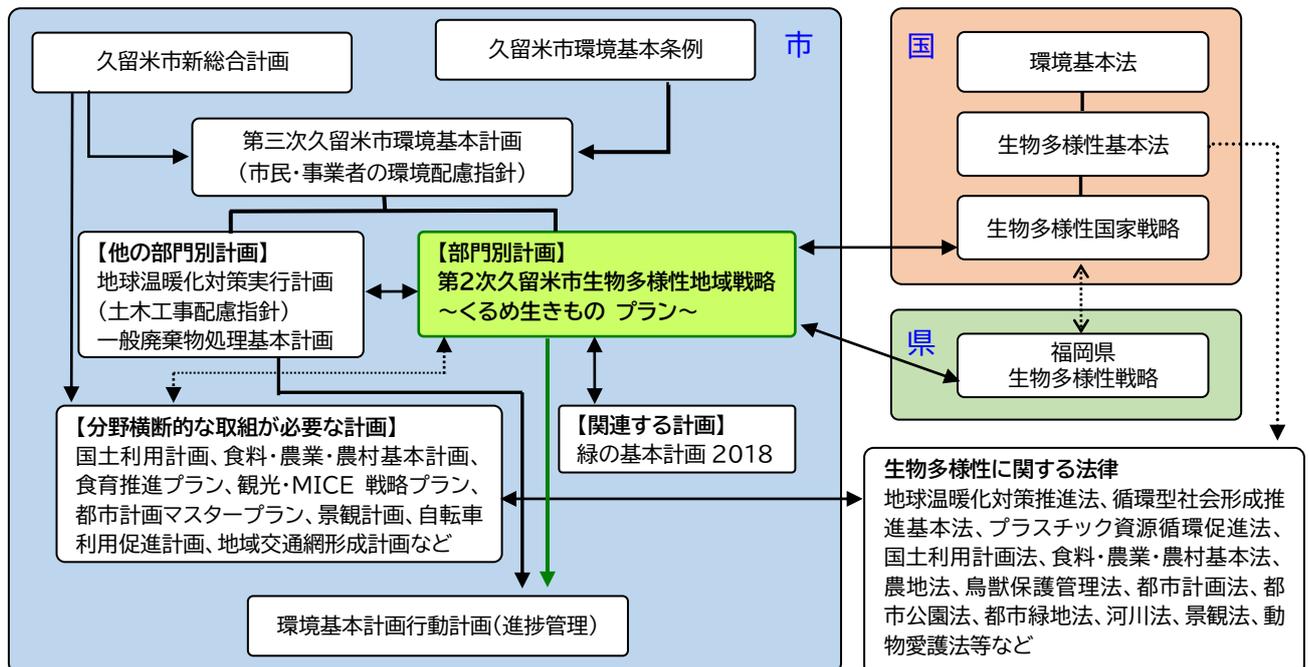
関わりが深いSDGsの項目



2. 計画の位置づけ

生きものプランは、生物多様性基本法に基づく計画であるとともに、環境基本計画における部門別計画に位置づけられています。

生物多様性の保全を効果的に進めていくためには、多岐にわたる分野の協力が重要であるため、市の様々な施策における関連計画との相互連携を図ります。



3. 対象地域

生きものプランの対象とする区域は、市全域とします。

4. 計画の期間

生きものプランの計画期間は、2022(令和4)年度から2025年(令和7)年度までとします。

なお、環境行政を取り巻く状況や社会情勢の動向に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うこととします。

5. 課題

本市の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るため、2017(平成29)年2月に第1次戦略を策定し、各施策の推進や対策等の取組を進めてきました。

本市の自然環境の状況は、絶滅危惧種など希少な生きものが生息・生育する豊かな自然環境を有している一方で、人間活動などによって生物多様性や生きものの置かれている状況は、依然として厳しい状況にあり、以下のような課題が残されています。

○外来生物や有害鳥獣の生息域拡大による生態系や生活環境、農業被害の懸念

特定外来生物の相談件数や捕獲頭数の増加に加え、分布域拡大、野生鳥獣の増加などによる農作物や生活環境などへの被害が増加しています。

よって、効果的な防除や駆除などの対策を進めていくとともに、外来生物が与える影響など正しい知識の普及啓発を図りながら、特定外来生物が侵入した場合は、早期防除に取り組んでいく必要があります。

○各主体との連携や保全活動の人材の不足

自然保護・保全活動団体は高齢化や担い手不足など、人材面での課題が顕在化しているため、市民団体や事業者と協働による啓発事業の充実・拡大を図っていくなど、各主体との連携を広げていく必要があります。

○生息・生育状況の情報不足

自然環境調査を実施しましたが、市内に生息・生育する動植物の情報や自然の豊かさを評価するだけの情報が不足していたことから、指標種モニタリング調査を重ね、情報の蓄積を図り自然環境の現状や経年変化を把握します。

また、特定外来生物の防除対策を行うための分布状況などの把握、地球温暖化が原因とみられる様々な生態系への影響を把握することも必要です。

○生物多様性の浸透不足

2019(令和元)年度に実施した、くるモニでの結果では向上が見られたものの、2020(令和2)年度環境部で実施したアンケートでは、生物多様性の認知度が低いといった結果も見られました。

生物多様性の浸透を図るためには、自然観察会など自然と触れ合う機会の創出やワークショップや市民団体意見交換会など生物多様性の保全をしていく人の人材育成など、事業の積み重ねや充実が、浸透に繋がっていくものと考えており、より一層の生物多様性への理解を広める普及啓発や各施策の充実が必要です。

第2章 生きものプランの方針

1. 基本理念

【基本理念】 自然とふれあい、自然と生きるまち くるめ

自然や生きものとの関わりを多くの人々が実感し、筑後川や耳納山地などの豊かな自然環境や生物多様性を地域社会全体で守り育て、将来にわたり生物多様性がもたらす豊かな恵みを享受しつづけられるまちを目指します。

2. 基本目標

基本理念を実現していくためには、生物多様性に配慮した意識の変化や行動変容を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け取り組んでいかなければなりません。

生物多様性国家戦略、福岡県生物多様性戦略では、目指す社会を2050年までに実現させることを目指しており、本市においても2050年までに基本理念の実現を目指します。

3. 施策の方向

基本目標の達成に向けては、市民、事業者、市民団体、教育機関・研究所、行政などのすべての主体が参画・連携・協働しながら取組を進めます。

また、今ある豊かな自然環境を守り次世代に引き継いでいくために、生物多様性の保全と自然環境の持続可能な利用に向けた施策の推進を図っていきます。

(1) 生物多様性の保全

生物多様性の保全に向けては、生物多様性からの恩恵や人間活動が生息・生育環境に与える影響など、広報や普及啓発を進め配慮意識の浸透を図ります。

動植物の生息や生育環境を守るためにも、生態系ネットワークの形成や既存生態系に影響を及ぼす外来生物対策、絶滅が危惧されている希少種の生息地維持や生育外域での飼育や系統保存などの取組を進めます。

また、指標種を使った市民協働のモニタリング調査を基に環境評価を行ない、本市の自然環境の状態を把握・分析していきます。

(2) 自然環境の持続可能な利用

将来にわたって自然からの恵みを享受することができるよう、自然との触れ合いの場の創出や自然環境学習の充実を図り、次世代を担う子どもたちの育成や保全活動を担う人づくりを市民団体や事業者等と協力や協働による取組を進め、暮らしや社会の中で生物多様性について「考え・行動する人」の育成を促進します。

また、農地や森林等の自然環境が有する多様な機能(生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気候変動の緩和、水源の涵養、文化の形成やレクリエーションの機会の提供等)の活用、生態系を基盤とした防災・減災機能の発揮、化学肥料や農薬の低減を図り、生物多様性に配慮した農業を推進します。

4. 施策推進の視点

生物多様性の保全と自然環境の持続可能な利用に向けては、生物多様性を理解し行動に移すための**ひとづくり**と生きものの生息・生育環境の保全や地域活動のための**まちづくり**を進め、生物多様性による恩恵を受けている私たちが、各主体と連携して生物多様性を保全していく**しくみづくり**が重要であり、自然共生社会の構築に向け、「ひとづくり」「まちづくり」「しくみづくり」の視点に基づき施策を推進していきます。

①ひとづくり

環境学習の機会や情報の提供によって、生物多様性の重要性を市民に浸透させ、自然との触れ合いや環境保全活動を行う人材の育成と生物多様性に配慮した消費行動や暮らしを促進します。

②まちづくり

緑地・水辺環境など生息・生育の拠点の保全や創出を図り、自然豊かでうるおいや安らぎを実感できるまちづくりを進めます。また、自然資源を活かした観光・産業の振興や生物多様性の保全に関する地域活動の促進に取り組みます。

③しくみづくり

生物多様性に配慮した公共工事、生態系を活用した防災・減災、持続可能な農林水産業の創出、生物多様性のまなび場の充実や多様な主体間の連携・協働・交流の促進に取り組みます。

5. 計画の体系

環境基本計画では、めざす環境像の実現に向けて、4つの基本目標と各基本目標に共通する協働による持続可能な地域社会づくりの各施策の推進や市民・事業者等の環境意識向上に努め環境先進都市を目指すこととしています。



6. 市内等における連携

本市の総合計画では、基本理念「水と緑の人間都市」を掲げ都市づくりを進めており、都市づくりの基本構想の一つである「誇りがもてる美しい都市」を自然環境の面からも実現しなければなりません。

生物多様性は、生活基盤や資源の提供だけでなく、文化の形成やレクリエーションの機会の提供、防災・減災など市民生活などにも深く関わっているため、その保全に向けては、土木工事配慮指針などにより浸透を図り、保全に関する視点をあらゆる分野に組み込み、横断的連携を図ります。

また、生きものは自然や生態系のつながりによって生息・生育しており、行政区域で分かれるものではないため、市だけで解決できない広域的な問題については、周辺自治体や国、県と連携・協力して取り組んでいきます。

第3章 生きものプランの推進と進行管理

1. 成果指標と取組指標

成果指標	現状値 2020年度	目標値 2025年度
生物多様性の認知度	26.9% (2020年度環境に関するアンケート)	60.0%

施策	取組指標	現状値 2019年度	目標値 2025年度
生物多様性の保全	自然や生きものを守るための活動や行動をしている人の割合	66.8%	75.0%
	啓発を協働で行う企業数	2社	6社
	生息・生育外飼育の種数	0種	5種
	有害鳥獣による農業被害額	36,948千円	33,080千円
	モニタリング調査参加者数	－	60人
自然環境の持続可能な利用	森林整備累積実績面積	20.42ha	202.79ha
	多面的機能維持活動農地面積	4,961ha	5,463ha
	自然観察会等への参加者数	308人	400人
	環境ポータルサイトで紹介している市民活動団体等の数	－	20団体
	生きもの・自然観察動画の閲覧数	－	10,000回

2. 進行管理

生きものプランの実効性を担保するため、久留米市環境基本計画行動計画で取組の進捗状況を管理して、施策の成果を把握していきます。

また、生きものプランの進捗状況について「久留米市環境審議会」に報告し、意見及び助言を受けて、様々な観点を踏まえた戦略の推進を図ります。

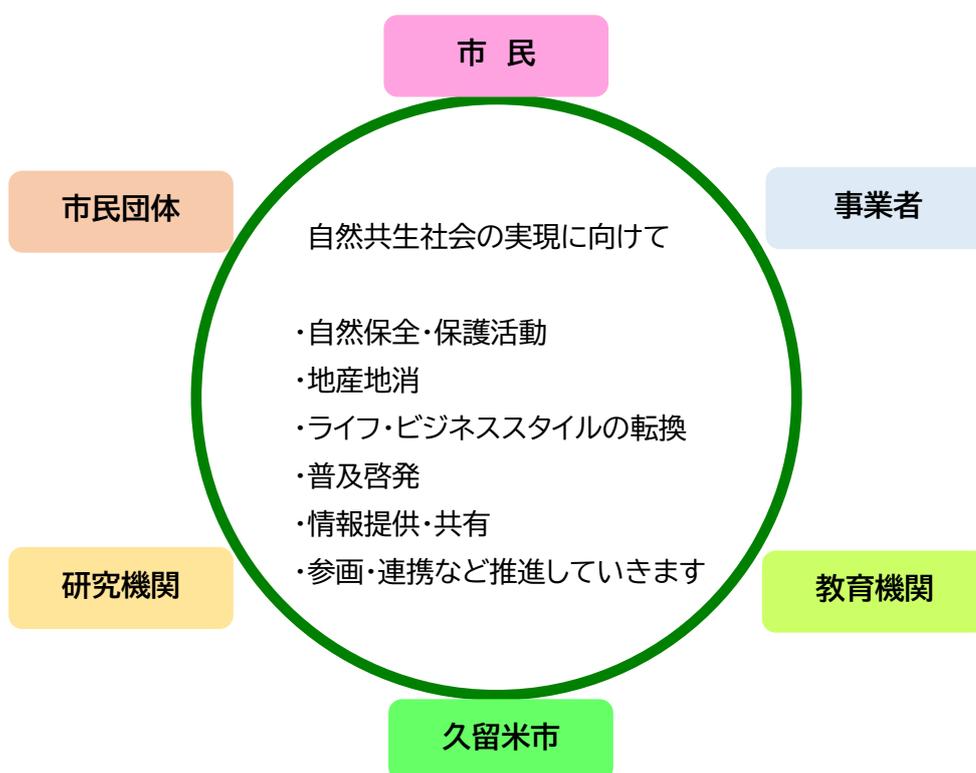
生きものプランの推進にあたっては、PDCA サイクルにより、効率的・継続的・発展的に取組が進むよう、進捗管理を行います。



3. 推進体制

生物多様性の保全と持続可能な利用の推進を図り、生物多様性を将来の世代に継承していくためにも、様々な機会を通じて市民、市民団体、事業者、教育機関、研究機関など多様な主体へ生物多様性保全の理解や参画、連携を深め、本計画を推進していきます。

また、庁内においても、部局横断的組織を中心として連携を強化し、効果的な取組の推進を図り、進行管理を行います。



くるめ生きものプラン～資料編～(素案)

令和〇年〇月
久留米市

目次

1. 生物多様性とは	
(1)生物多様性とは	1
(2)3つの多様性	1
(3)4つの生態系サービス	2
(4)生物多様性の4つの危機	3
2 目指すくるめの姿	
(1)生きものプランの基本理念	5
(2)環境配慮指針	6
(3)将来のくるめの姿	8
3. 久留米市に生息・生育する生きもの	
(1)自然の状況	9
(2)指標種	10
4. 用語解説	14

コラム

私たちの暮らしを支える自然の恵み	2
私たちの今の生活は地球に負担をかけている	4
生物多様性の認知度	5

1. 生物多様性とは

(1) 生物多様性とは

地球上の生きものは、約 40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、細菌から人間まで約 3,000 万種とも言われる多様な生きものが暮らしています。

地球上の生きものたちは、すべて直接的に、そして間接的につながり合いながら生きており、生きもの間には、大きさ、形、色、あるいは遺伝子などに様々な違いがあり、生きものたちは、食べたり、利用したり、競合したりと互いに影響し合い、そのつながりにより全体のバランスが保たれており、森林・草原・水辺などのいろいろな環境の中で、たくさんの生きものが存在していることを生物多様性と言います。

(2) 3つの多様性

生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3つのレベルで多様性があるとされています。

●生態系の多様性

森林、里山、河川、湿池など、いろいろなタイプの自然があり、それぞれの地域や環境で異なる生態系に適した生きものが暮らしています。



●種の多様性

細菌から動植物まで、いろいろな多くの生きものが生息・生育していることをいい、市内の自然環境調査結果では、2,852 種の動植物が確認されています。



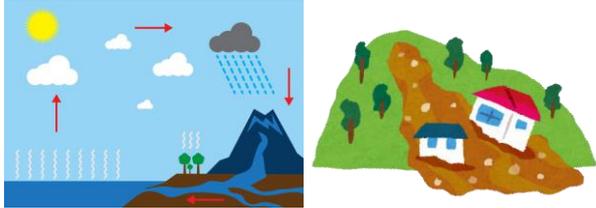
●遺伝子の多様性

同じ生きものでも、異なる遺伝子をもつことにより、色や形、行動の違いや環境の変化に応じて適応し、種として生き残ることができます。



(3)4つの生態系サービス

私たち人類も生物多様性の一員であり、私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、様々な生きものが関わりあう生態系から得ることのできる恵みに支えられており、暮らしを支えるこうした恵みは、生態系サービスと呼ばれます。

生態系サービスの区分	恵みの例
供給サービス 私たちの生活に欠かせない、食料、水、木材、繊維、燃料、薬品など、必要な資源を供給してくれるサービスのことです。	
調整サービス 森林の二酸化炭素の吸収による気候調節、土砂災害等の防止や軽減、土壌による水質浄化など私たちが安全で快適に暮らすための環境を調整するサービスです。	
文化的サービス 地域固有の文化や食文化、自然景観、レクリエーションや観光の場などを私たちに提供してくれるサービスです。	
基盤サービス 供給、調整、文化的サービスの3つのサービスの継続的な提供を支えて、全ての生命が存在する基盤を整えるもののことです。	



コラム

私たちの暮らしを支える自然の恵み

私たちの暮らしに欠かせない、空気や水、食料安定など、生物多様性がもたらす恵みによって、私たちの生活は支えられています。

私たちの生活を支えている恵みは、久留米市内のみならず、他の地域や国外などの様々な地域がもたらす恵みにも支えられています。

しかし、近年、人間の活動により私たちの暮らしを支える生物多様性の恵みは、失われつつあります。

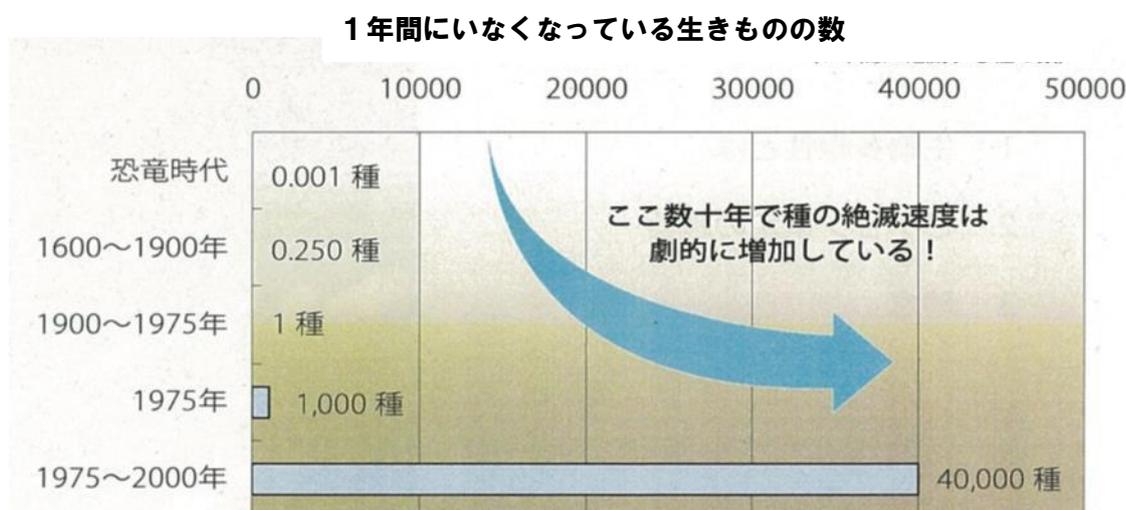
生物多様性の恵みを将来にわたり享受できるようにするためにも、生物多様性を守るための行動をはじめましょう。

(4)生物多様性の4つの危機

地球上の生物は、これまでわかっているだけでも5回の大絶滅が起こっており、過去の大絶滅は、火山の噴火や隕石の衝突などの自然現象により起こったとされていますが、今起こっている第6大量絶滅は、私たち人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達し、1年間に約4万種もの生きものが絶滅しているといわれており、絶滅した種や生物多様性を一度壊してしまうと人間の力では元に戻すことができません。

生態系は、様々な生きものたちによって絶妙なバランスで保たれているため、特定の種が突然絶滅すると、生態系のバランスが崩れ、他の種にも悪影響を及ぼします。

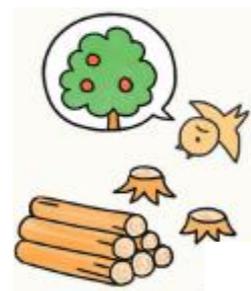
日本における生物多様性は、人間活動による影響を主とした要因によって、4つの危機にさらされています。



第1の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

私たち人間が安全で快適な生活を営むために、山林や草地、ため池など住宅や道路など人の利用する場所として開発することにより、生きものの生息・生育場所が減少しています。

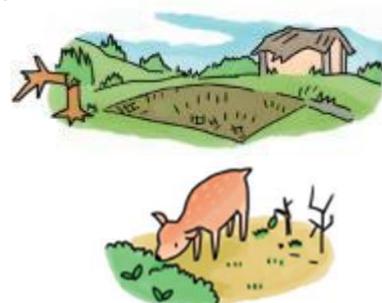
また、珍しい生きものの観賞や販売目的のための乱獲や、私たちの食生活に欠かせない魚など、必要以上に多く取ることにより、生きものの数が減少しています。



第2の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

里地里山は、人間が生活するために、山から薪を切ったり、草刈りや火入れなど、人間が自然を利用することにより生きものの生息・生育環境を維持してきましたが、人口の減少や生活様式の変化など、人間が手を加えなくなったことで、里地・里山は荒れてしまい、日当たりの良い雑木林を好む植物などが減少しています。

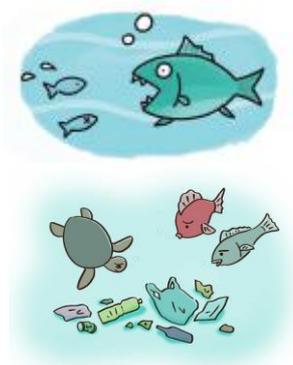
また、狩猟を行う人が減少していることで、イノシシやシカなどが増え、生息域も広がり、生態系への影響も発生しています。



第3の危機 外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

アライグマやブラックバス、ブラジルチドメグサなど、人の手によって持ち込まれた外来種は、もともとそこにいた在来種を食べたり、生息・生育場所を奪ったり、交雑により遺伝的攪乱などの影響を与えています。

また、自然に存在しない化学物質やごみとして海洋に流れ出たマイクロプラスチックによって、土、空気、川や海などが汚れることにより、身近な地域だけでなく、遠く離れた地域の生きものにも影響を与えています。



第4の危機 地球環境の変化による危機

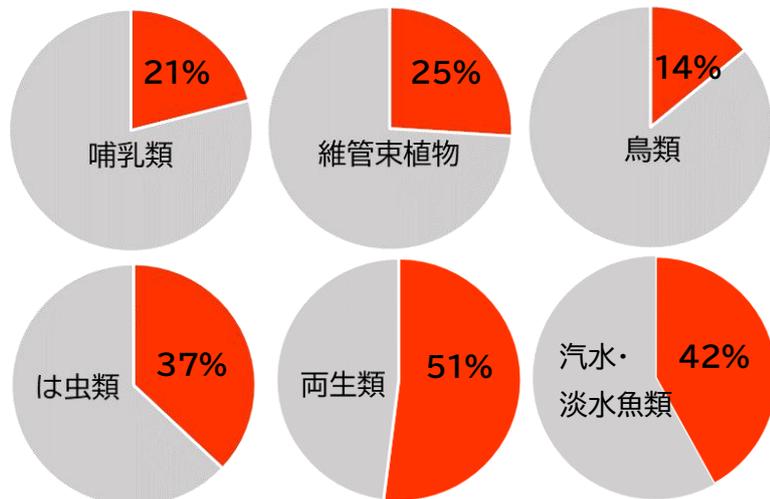
人間活動による地球温暖化により、生きものの分布域や、植物の開花・結実の時期、農作物の収穫量などに変化が起きており、気温上昇による降水量の変化など、気候変動によって、生きものつながりがこわれる可能性があります。

また、平均気温が1.5～2.5度上がると、生きものの絶滅リスクが20～30%高まるといわれています。



日本の絶滅危惧種は、3,716 種もいます。(※2020 環境省レッドリスト掲載種数)

人間活動の影響により、日本の生きものは絶滅の危機にさらされています。両生類においては、2019 年度より1年間で、絶滅危惧種が18 種も増えています。



市内の絶滅危惧種は約220種

福岡県では、絶滅のおそれのある種をレッドリストとして公表しています。

市内には、様々な自然環境があり、多くの希少種が生息・生育していますが、一方で生息・生育している生きもの約220種がいなくなることが心配されており、絶滅させないために何ができるのか考え、行動することが重要です。

コラム 私たちの今の生活は地球に負担をかけている

エコロジカルフットプリントとは、人間の活動において、地球環境に掛けている負荷の大きさを図る指標で、私たちが今の生活を維持するには地球上のどれだけの面積を必要とするかという事がわかります。

私たちの生活は、1年間に地球が供給できる量を超過しており、地球に住むすべての人が日本人と同じ暮らしをした場合、地球2.8個分の資源が必要であり、地球に負荷をかけています。

自然の恵みを次世代に継承していくためにも、限りある地球の資源の範囲内で暮らす工夫をするなど、一人ひとりが環境に配慮した行動が大切になります。



2. 目指すくまの姿

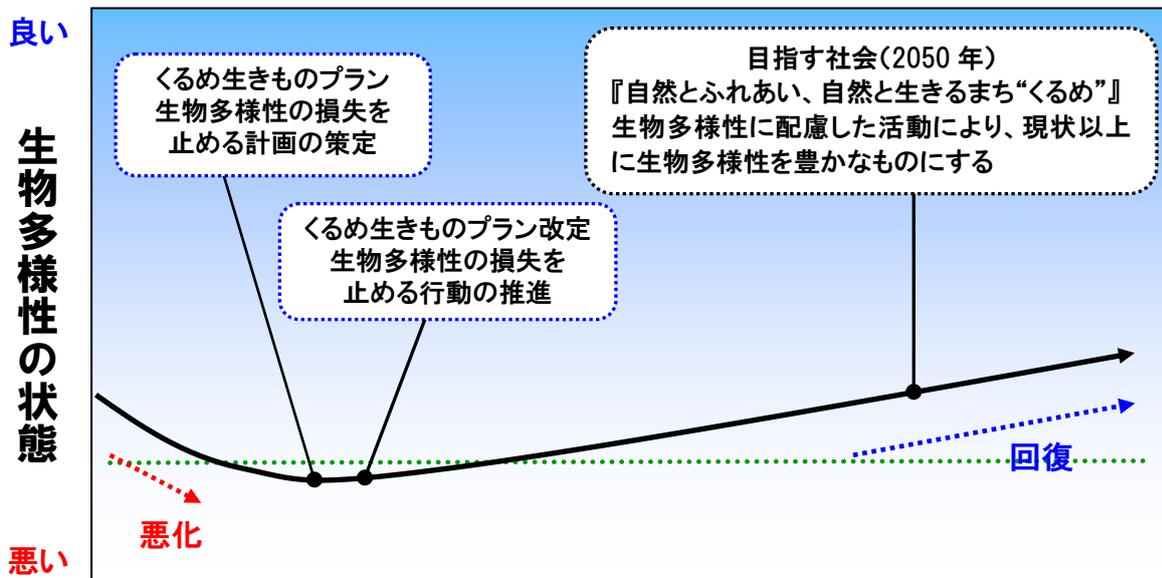
(1) 生きものプランの基本理念

基本理念『自然とふれあい、自然と生きるまち“くまめ”』

生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中で、つくられたかけがえのないものであり、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられている一方で、私たちの暮らしは、市内や周辺地域、日本国内のみならず、世界中の生物多様性の恵みに大きく依存しており、その地域の生物多様性や地域の人々の暮らしに影響を与えていることを認識しなければなりません。

豊かな自然の中で育まれてきた生物多様性を可能な限り良い形で将来に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務であることから、誰もが生きものの生息・生育環境を守りながら、生物多様性に配慮した暮らしや消費行動など、自然と暮らしの仕組みづくりを構築して取り組まなければなりません。

2050年のくまの姿は、誰もが生物多様性やその恵みを正しく理解し、市民一人ひとりが、生物多様性に配慮したライフ・ビジネススタイルの転換を図っており、自然の恵みを享受する全ての主体が協働・連携して生物多様性の保全に努め、生物多様性の保全と持続可能な利用が進められ自然共生社会が構築されており、生物多様性が豊かなものになっています。

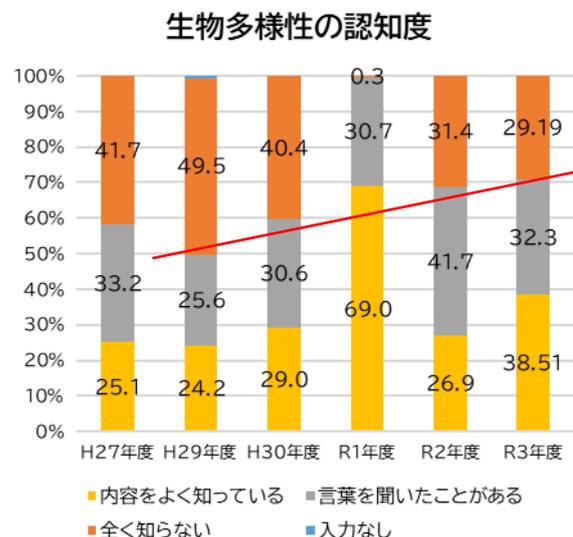


コラム 生物多様性の認知度

生きものプランの進捗を確認するために、2020(令和2)年度までに生物多様性の認知度が45%になるよう、普及・啓発、自然とのふれあいの場や機会の創出、人材育成など様々な取り組みを行ってきました。

全く知らないと回答した人の割合が、年々減少傾向にあります。内容をよく知っていると回答した人の割合は38.5%にとどまっております。まだまだ浸透は図られていないと言えます。

今後、より一層の普及啓発などの充実を強化して、生物多様性の浸透を図っていかねばなりません。



(2)環境配慮指針

市民・事業者の環境配慮指針とは、本市が目指す環境像である「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米」の実現に向け、市民の日常生活や事業者の事業活動において環境へ配慮すべき内容を、第三次久留米市環境基本計画の基本目標ごとに示しています。

再生可能エネルギーの利用や再資源化などの様々な取組が、結果として自然環境や生物多様性を守ることに繋がります。

環境配慮指針以外にも、以下のような取り組みも実践してみましょう。

■身近な自然や生きものとふれあう

○自然観察会や自然体験の機会を増やしましょう

私たちの生活は、昔に比べ便利で快適になった一方で、私たちの暮らしが原因で、生きものたちは絶滅の危機にさらされています。

自然に触れ、遊び、体験することで命のつながりや尊さなど、自然に対する関心を深め、生物多様性保全意識を向上させることができます。



○環境のことを考えた消費者になる

地産地消とは「地元(地域)で生産されたものを、その地元(地域)で消費すること」で、地産地消は、地域資源を活用した食文化などを生み出してきました。

地元でとれた旬の野菜や果物などを味わうことで、季節の移り変わりや、自然のめぐみの大切さを感じることができます。また輸送や保存などに必要なエネルギーが減り、温暖化をやわらげることに繋がります。



■環境美化活動を行う

○地域の清掃活動などに参加しよう

久留米市では、地域で行われる一斉清掃や筑後川河川敷で行われるノーポイ運動、環境美化ボランティア制度「くるめクリーンパートナー」の登録者の人たちがごみを拾うなど、いろいろな環境美化活動が行われています。

これらの活動は、地域の生きものの生息・生育環境を守ることや海のごみを減らす取り組みにもなり、遠く離れた海の生きものを守ることに繋がります。



■資源を大切に使う

○省エネ(温暖化緩和策)に取り組もう

生きものは季節を感じながら生きています。温暖化などにより気温が上がると、自然に影響を与え、生きものがいなくなってしまうといわれています。また、今みんなが使っているエネルギーには限りがあり、使わない電気は消す、水は出さなければいけないといった取り組みも生きものを守ることに繋がります。



○生物多様性に配慮した商品を選ぼう

私たちの暮らしを支える食品や製品の中には、食材・原材料の調達、生産・加工や運搬などの工程において生物多様性に配慮している商品があります。

エコマーク、グリーンマークなどエコラベルの付いた商品をはじめとする商品の購入や活用をすることで、日常生活の中で生物多様性保全の取り組みをすることができます。



○4Rにチャレンジしよう

ごみになるものは断る(Refuse リフューズ)・ごみの量を減らす(Reduce リデュース)・くり返し使う(Reuse リユース)・再び利用する(Recycle リサイクル)という、資源を大切に使うための行動のことを、初めの文字「R」をとって、「4R」といいます。

マイバックを使いレジ袋や不要な包装、コンビニなどでもらえるストローやスプーンを断ることで、資源を大切に使うことや海のプラスチックごみを減らすことにもなり、生きものを守っていくことにつながります。



○食品ロスを減らそう

本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食べ物を食品ロスと言い、日本では、年間600万トンもの食品ロスが発生していると推計されており、毎日茶碗一杯分の食料を無駄にしていることとなります。

食品ロスを削減することで、森林伐採などの土地改変や農薬の投与量などを減らすほか、廃棄された物を焼却する際のCO2を削減でき、生きものを守るにつながります。



■ペットや野生動物のことを考えよう

○ペットは、最後まで責任もって飼いましょう

ペットの中には、もともと地域の自然には生息していない生きものもいて、ペットを捨てたり、逃がしたりするともともといた生きものに大きな影響を与えてしまいます。

飼う前に、どのくらい大きくなるのか、何年生きるのかなどを調べ、最後まで責任をもって大切に飼いましょう。



○野生動物にエサを与えないようにしましょう

野生動物は、自然環境の中で自らエサを探して暮らしていますが、人間がエサを与えると、簡単にエサが手に入ると学び、自分でエサをとることをしなくなってしまいます。

この影響により、野生動物が人間を恐れなくなり、市街地に集まってきて、糞尿や鳴き声など、私たちの生活に様々な被害が発生するため、エサを与えないようにしましょう。



(3)将来のくるめの姿

『自然とふれあい、自然と生きるまち“くるめ”』を基本理念とした、自然共生社会を構築するための、アプローチを提案し、市民、事業者など各主体一人ひとりが日常生活や事業活動の中で、生物多様性の保全に取り組んでいくことが重要です。

こうしたことから、「まちづくり」、「しくみづくり」、「ひとづくり」を視点に、「生物多様性の保全」と「自然環境の持続可能な利用」の施策に取り組み、基本理念を実現することで、生物多様性の主流化がどのような形になっているか、次のとおり示します。

2050年までに目標を達成した久留米市の状況	
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生きものの生息・生育環境となる緑化や水辺等が創出され、身近な自然とかがわる機会や生きものとのふれあう機会が増加しており、生息・生育の重要な拠点として認識され、生きものの生息・生育環境の質が向上しています。 ・地域の緑地などが、コミュニティ活動や地域の生活・文化の基盤として、利用・管理されています。 ・市民や事業者などが主体となり、生物多様性の保全・再生活動が持続的に展開され、生息・生育環境が守られています。 ・希少野生動植物の保護、野生鳥獣の適正な保護管理など野生生物保全に取り組み、豊かな生態系を育て、人と生きものが共存できる社会が実現しています。
しくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県、近隣市などとも連携・協働しながら広域的な課題解決の取り組みが進められています。 ・事業者による、生物多様性に配慮した事業活動が行われており、生物多様性の保全・回復と事業活動が両立しています。 ・絶滅危惧種は、生息域外飼育が進められ、生息・生育環境の保全された地域で、野生復帰をしています。 ・農地では、環境保全型農業が定着し、様々な生きものを育て、農業体験や自然観察会などが行われています。 ・炭素吸収源として森林の役割が重要視され、森林の保全に取り組み管理されています。 ・生態系が有する多面的機能や生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)が発揮され、災害による浸水被害等が減っています。 ・多様な生態系の保全・再生が図られ、生物多様性の恵みを持続的に享受できる自然環境が確保されています。
ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮したライフスタイルが浸透し、日常的に実践されています。 ・人間活動が生きものの生息・生育環境に与える影響等、生物多様性に関する理解が多くの市民、事業者等の中で普及し、生物多様性の恩恵を理解し、行動しています。 ・生物多様性の保全活動に積極的に取り組む人材育成が推進されています。 ・生物多様性に配慮したエコラベル商品が普及しており、率先して使用しています。 ・市民、事業者等の活動の場が、生物多様性を広める場、人材を育てる場となっています。 ・学校教育をはじめとするさまざまな場面で、子どもたちが生物多様性について学び、その保全を担う次世代として成長しています。 ・さまざまな形の協働が進み、本市全体で生物多様性の保全に取り組む機運が醸成されています。

3. 久留米市に生息・生育する生きもの

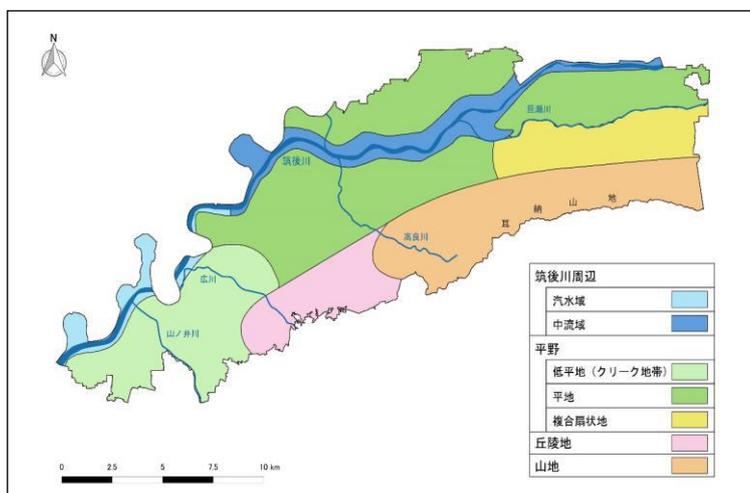
(1)自然の状況

市内には、山や川、ため池や林などのさまざまな自然があり多様な自然環境による生態系が残っており、多くの生きものが生息・生育しています。

平成 30 年～令和元年度の2ヵ年で実施した自然環境調査では、植物や鳥類、昆虫類などあわせて 2,852 種の動植物を確認しました。

この調査では、本市の自然を、筑後川周辺(汽水域)、筑後川周辺(中流域)、低平地、平地、複合扇状地、丘陵地、山地の大きく7つに分類し、過去の調査結果で豊かな生態系を有する地域や野生絶滅に極めて近い動植物が確認されている地域など、指標的かつ特徴的な地域を 12 箇所選定し調査を実施しています。

また、この調査では、貝類やコケ類などは含まれておらず、指標的かつ特徴的な地域の調査のみであるため、実際にはもっと多くの生きものが生息・生育していることが考えられます。



分類	確認種	重要種	特定外来生物
植物	1,404	113	6
哺乳類	19	4	1
は虫類	14	5	0
両生類	14	9	1
昆虫類	1,113	108	0
水生生物	143	67	3
鳥類	145	48	2
合計	2,852	354	13

平成 22 年度調査の状況と比較すると、農耕地や河川環境及び周辺、複合扇状地や山地などで、土地利用の大きな変化や、確認種についても大きな変化がなく、自然環境は維持されていると考えられます。

また、丘陵地には、多数のため池が存在し、周辺の裸地、草地が遷移の進行により、二次林へと移り変わっているため、樹林地を利用する生きものが利用しやすい環境へと変化しています。

以前から生息が知られていたカワバタモロコ等の重要種が確認できませんでしたが、これまで確認されていないキベリマメゲンゴロウ等の重要種の新たな確認やタコノアシ、ヌマガヤ等の群落が継続して成立しており、市域における植生が変わらないことから、総評として久留米市の自然環境に大きな変化はなく、久留米市の自然環境を反映した結果となっています。



HP
QR コード

(2)指標種

人間の活動や環境の変化により、生物多様性が失われつつあり、貴重な生物多様性を保全するためには、私たちを取り巻く自然環境の中で、どのような生物が生息しているのか、その現状を把握する必要があります。

本市の地形は、汽水域、低平地、平地、山地など、7つに分類することができ、その地形の環境に適応した生きものたちが、それぞれの環境に応じた「多様な生態系」を形成しており、その環境(生態系)の豊かさを示す生きものを「指標種」といい、それぞれの環境(生態系)が良好な状態で保たれていることを調べる、自然のものさしと言え、指標種の生息・生育状況を調べて、自然環境の状況を把握することができます。

平成30年～令和元年度の調査結果から、土地利用などの環境改変等に影響を受けやすい種及び増加することにより生態系に影響を与える特定外来生物を指標種として設定しました。

指標種の種類と種数							
種類	植物	哺乳類	昆虫類	魚類	鳥類	は虫類	両生類
種数	19	2	12	6	10	1	6

指標種一覧

 特定外来生物

No.	分類	種名	調査時期	選定理由
1	植物	タコノアシ	秋季	群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の変化をもって、生育環境の変化を評価することができる。
2	植物	アゾラ属の一種	通年	増加することで、他の水生植物の生育環境を侵害し、負の影響を表す。群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の拡大をもって、他の水生植物の生育環境の悪化を評価することができる。
3	植物	オオタチヤナギ	春季	群落の有無でモニタリングが可能で、群落の変化をもって、河畔林の変化を評価することができる。
4	植物	ヨシ	秋季	群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の変化をもって、生育環境の変化を評価することができる。
5	植物	オオフサモ	通年	増加することで、他の抽水植物の生育環境を侵害し、負の影響を表す。群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の拡大をもって、他の抽水植物の生育環境の悪化を評価することができる。
6	植物	ブラジルチドメグサ	通年	増加することで、他の抽水植物の生育環境を侵害し、負の影響を表す。群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の拡大をもって、他の抽水植物の生育環境の悪化を評価することができる。
7	植物	シバナ	夏季～秋季	群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の変化をもって、生育環境の変化を評価することができる。
8	植物	ミズタカモジ	春季	群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の変化をもって、生育環境の変化を評価することができる。
9	植物	ポタンウキクサ	夏季～秋季	増加することで、他の浮遊植物の生育環境を侵害し、負の影響を表す。群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の拡大をもって、他の水生植物の生育環境の悪化を評価することができる。

No.	分類	種名	調査時期	選定理由
10	植物	オオキンケイギク	春季～夏季	増加することで、他の植物の生育環境を侵害し、負の影響を表す。群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の拡大をもって、他の植物の生育環境の悪化を評価することができる。
11	植物	ヌマガヤ	秋季	群落の大まかな面積でモニタリングが可能で、群落面積の変化をもって、生育環境の変化を評価することができる。
12	植物	サクラ(ソメイヨシノ)	3～4月	気温上昇に伴って開花時期が早まっていることから、継続して開花時期を確認していくことで温暖化による影響を評価することができる。
13	植物	タンポポ	4～5月	在来、外来を見分けることで、人為的改変の著しい土地か田園地域など自然環境が良好に保たれている土地かを評価することができる。
14	植物	エダウチホングウシダ	通年 (特に6月から秋)	周辺の環境の変化の影響を受けることから、生育環境の改変を評価することができる。福岡県内でもごく一部にしか自生しておらず、保全のためにもモニタリングしていく必要がある。
15	植物	カミガモシダ	通年 (特に6月から秋)	周辺の環境の変化の影響を受けることから、生育環境の改変を評価することができる。福岡県では自生地が2ヶ所しかなく、保全のためにもモニタリングしていく必要がある。
16	植物	コウラカナワラビ	通年 (特に6月から秋)	周辺の環境の変化の影響を受けることから、生育環境の改変を評価することができる。久留米市が唯一の自生地であり、保全のためにもモニタリングしていく必要がある。
17	植物	スズムシバナ	9月～10月	周辺の環境の変化の影響を受けることから、生育環境の改変を評価することができる。福岡県内でも限られた地域にしか自生しておらず、保全のためにもモニタリングしていく必要がある。
18	植物	ホザキキクマン	3月～4月	周辺の環境の変化の影響を受けることから、生育環境の改変を評価することができる。福岡県内でも限られた地域にしか自生しておらず、保全のためにもモニタリングしていく必要がある。
19	植物	イヌセンブリ	10月～11月	周辺の環境の変化の影響を受けることから、生育環境の改変を評価することができる。福岡県内でも限られた地域にしか自生しておらず、保全のためにもモニタリングしていく必要がある。
20	哺乳類	カヤネズミ	5～6月、10月	球巣の数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状のヨシ原及びイネ科植物環境に変化がないと評価することができる。
21	哺乳類	アライグマ	通年	増加することで、他の哺乳類の生息環境を侵害するとともに、両生類、は虫類等への捕食圧、農作物被害等の負の影響を表す。足跡により大まかな個体数が把握できるため、モニタリングが可能で、個体数の増加をもって、本種の確認地点周辺の環境の悪化を評価することができる。
22	昆虫類	ハグロトンボ	7～8月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の河川周辺環境(水際植生のある流水環境)に変化がないと評価することができる。
23	昆虫類	タイワンウチワヤンマ	7～9月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の止水環境に変化がないと評価することができる。
24	昆虫類	カトリヤンマ	7～9月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の河川周辺環境(水域と樹林の連続性)に変化がないと評価することができる。
25	昆虫類	シオカラトンボ	5～9月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の農耕地(水田)環境に変化がないと評価することができる。

No.	分類	種名	調査時期	選定理由
26	昆虫類	スズムシ	5～10月	鳴き声でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の草地環境(水域近傍の湿った草地)に変化がないと評価することができる。
27	昆虫類	カブトムシ	6～8月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の樹林環境に変化がないと評価することができる。
28	昆虫類	キアゲハ	5～8月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の水際環境に変化がないと評価することができる。
29	昆虫類	コムラサキ	6～9月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の河川周辺環境(河畔林の成立状況)に変化がないと評価することができる。
30	昆虫類	ナガサキアゲハ	5～9月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察していくことで温暖化による影響を評価することができる。
31	昆虫類	ツマグロヒョウモン	4～11月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察していくことで温暖化による影響を評価することができる。
32	昆虫類	キベリマメゲンゴロウ	7～9月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の河川環境(流れが緩やかな環境)に変化がないと評価することができる。
33	昆虫類	コガタノゲンゴロウ	7～9月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の水域環境に変化がないと評価することができる。
34	魚類	オイカワ	5～6月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の河川環境に変化がないと評価することができる。
35	魚類	ナマズ	5～6月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の水域環境に変化がないと評価することができる。
36	魚類	カダヤシ	5～10月	増加することで他の魚類の生息、繁殖環境を侵害し、負の影響を表す。捕獲個体数でモニタリングが可能で、個体数の増加をもって、他の魚類の生息環境の悪化を評価することができる。
37	魚類	ミナミメダカ	10月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の水域環境(水際植生の繁茂状況)に変化がないと評価することができる。
38	魚類	ブルーギル	5～10月	増加することで他の魚類の生息、繁殖環境を侵害し、負の影響を表す。捕獲個体数でモニタリングが可能で、個体数の増加をもって、他の魚類の生息環境の悪化を評価することができる。
39	魚類	オオクチバス	5～10月	増加することで他の魚類の生息、繁殖環境を侵害し、負の影響を表す。捕獲個体数でモニタリングが可能で、個体数の増加をもって、他の魚類の生息環境の悪化を評価することができる。
40	鳥類	ヒバリ	4～5月	鳴き声でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の農耕地環境に変化がないと評価することができる。
41	鳥類	オオヨシキリ	6～7月	鳴き声でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状のヨシ原環境に変化がないと評価することができる。
42	鳥類	フクロウ	2～3月	鳴き声でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の樹林環境に変化がないと評価することができる。
43	鳥類	コアジサシ	5月	コロニーの形成状況でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の河川環境(中州等の砂礫地)に変化がないと評価することができる。ただし、過年度に繁殖した実績はあるが、近年では繁殖していない。

No.	分類	種名	調査時期	選定理由
44	鳥類	オシドリ	11～1月	目視でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状のシイ・カシ林と連続するため池環境に変化がないと評価することができる。
45	鳥類	スズメ	通年	観察個体数でモニタリングが可能で、地域の生態系のバランスや都市化、人工化の度合いを評価することができる。
46	鳥類	ツバメ	4～10月	容易に観察ができ、継続して観察されることで、農業の衰退によるエサ場となる水田や耕作地の減少など変化がないと評価することができる。
47	鳥類	サギ類(種問わず)	4～6月	気候や農耕地(水田)の土地利用の影響を受けやすいことから、現状の農耕地(水田)環境に変化がないと評価することができる。
48	鳥類	ガビチョウ	通年	増加することで他の鳥類の生息、繁殖環境を侵害し、負の影響を表す。鳴き声でモニタリングが可能で、個体数の増加をもって、他の鳥類の生息環境の悪化を評価することができる。
49	鳥類	ソウシチョウ	通年	増加することで他の鳥類の生息、繁殖環境を侵害し、負の影響を表す。鳴き声でモニタリングが可能で、個体数の増加をもって、他の鳥類の生息環境の悪化を評価することができる。
50	は虫類	ニホンカナヘビ	4月～11月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の草地及び樹林の林縁等の環境に変化がないと評価することができる。
51	両生類	アマガエル	6～7月	鳴き声でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の農耕地(水田)環境に変化がないと評価することができる。
52	両生類	ウシガエル	7～8月	増加することで、他の両生類の生息環境を侵害するとともに、両生類、は虫類、昆虫类等への捕食圧等の負の影響を表す。鳴き声により大まかな個体数が把握できるため、モニタリングが可能で、個体数の増加をもって、本種の確認地点周辺の環境の悪化を評価することができる。
53	両生類	ツチガエル	5～7月	鳴き声でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の農耕地(水田)環境に変化がないと評価することができる。
54	両生類	ニホンアカガエル	2～3月	繁殖期の卵塊数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の湿池、ため池環境に変化がないと評価することができる。
55	両生類	カエル類(種問わず)	4月～11月	容易に観察ができ、継続して観察されることで、現状の農耕地(水田)環境に変化がないと評価することができる。
56	両生類	シュレーゲルアオガエル	4～6月	捕獲個体数でモニタリングが可能で、継続して観察されることで、現状の水田周辺、湿原等の環境に変化がないと評価することができる。

市では、自然や生きものへの関心を持っていただくことを目的に、市内の豊かな生態系を有する地域や野生絶滅に極めて近い動植物が確認されている地域など、指標的かつ特徴的な地域の12箇所で市民協働のモニタリング調査を実施します。

また、調査結果の情報の蓄積や共有をすることで、「自然環境の変化」を認識して、積極的に自然環境の保全・回復など保全行動を行い、健全な生態系を維持していくきっかけになればと考えています。

4. 用語解説

区分	ページ	用語	説明
本編	1	生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたものです。 国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務などが示されるほか、都道府県及び市町村による努力義務によって生物多様性地域戦略の策定が規定されています。
本編	3	外来生物	もともとその地域に生息・生育していなかった種で、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。 外来種には、海外から日本にもちこまれた種と、国内由来の外来種とがあります。
本編	3	有害鳥獣	人畜や農作物等に被害を与える鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいいます
本編	3	特定外来生物	外来生物法により、生態系、人の命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのあるものとして指定された生物で、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外へ放つことが禁止されています。
本編	3	防除	被害対策や捕獲、採取又は殺処分など、被害を防止するための措置を実施することをいいます。
本編	3	指標種モニタリング調査	土地の改変や温暖化などの要因で、生態系の変化が起こりうることから、その環境を評価する基準となる生物を、その環境の「指標種」といいます。 指標種を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握する調査になります。
本編	3	地球温暖化	日常生活や事業活動からは医術される温室効果ガスが増加すること等で、地球表面の気や海洋の温度が上昇する現象の事です。
本編	4	生態系ネットワーク	野生生物が生息・生育する上で必要とする様々な自然環境（森林、草地、農地、水辺等）がつながる生態系のネットワークのことをいいます。
本編	4	系統保存	交雑等を防いで形質や遺伝的特性を保ち、系統として保存することをいいます。
本編	4	水源の涵養	森林などにおいて、土壌に雨水を貯留し、時間かけて川に流出させるので、川の流量が安定し、洪水、濁水が緩和されます。 また、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能をいいます。

区分	ページ	用語	説明
本編	4	再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった限られた資源とは異なり、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO ₂ を排出しない（増加させない）エネルギーをいいます。
本編	5	土木工事配慮指針	公共土木工事における計画・設計、工事に至るまで環境配慮を推進することにより、自然環境・生活環境への配慮や環境負荷を低減することを目的に方向性を示すものです。
本編	6	環境ポータルサイト	地球温暖化、資源循環、生物多様性等の基本的な情報や啓発動画や市民団体の活動のほか、環境イベント情報等、市民に提供するサイトを開設し、幅広く情報を提供しています。
本編	6	PDCA サイクル	PDCA サイクルとは、（戦略の策定：PLAN、取組の実行：DO、点検・評価：CHECK、見直し：ACTION）の各過程で協議・調整を図り、取組の進捗管理や点検、評価及び戦略の見直しを行うサイクルをいいます。
資料編	3	里地里山	都市域と原生自然との中間に位置し、農林業など人と自然の長年の相互作用を通じて自然環境が形成された地域をいいます。 二次林、水田、畑地、小川といった身近な自然が存在し、多様な生物の生息・生育環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤として重要な地域になっています。
資料編	4	マイクロプラスチック	廃棄されて海に流れ着いたプラスチックのうち、紫外線や波の摩擦などによって劣化し、5mm以下のサイズになった微小なプラスチック粒子をマイクロプラスチックと呼び、地球の生態系に及ぼす影響が心配されています。
資料編	4	維管束植物	維管束と呼ばれる通道組織を有する植物の総称です。 シダ植物及び種子植物（裸子植物、被子植物）をいい、菌類、藻類、コケ類などと区分されます。
資料編	4	汽水	河川などから流下する淡水と海洋の海水が混合した水を指し、中間的な塩分濃度の水体です。
資料編	6	ノーポイ運動	筑後川、矢部川とその支川において、流域沿線の15の市や町が主体となり実施されている河川の一斉清掃です。

区分	ページ	用語	説明
資料編	6	くるめ クリーンパートナー	ポイ捨てごみの清掃などを行う皆さんと市が協力してまちを美しくする制度です。 活動希望者で、道路・公園・河川などの中から活動範囲を決めて、定期的に清掃等の美化活動を行ってもらっています。。
資料編	9	環境配慮型農業	農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業のことです。 農業のもつ物質循環機能を活かし環境と調和した持続可能な農業生産のあり方として、誘導的施策がとられています。
資料編	10	低平地	勾配が緩く、海や河川の周辺かつ水位環境の影響を受けやすい場所。
資料編	10	複合扇状地	狭い山間地を流れる複数の急流河川が広い平坦地に出た時、その流れが弱まることにより、運ばれてきた土砂が扇状に堆積してできた土地。
資料編	10	丘陵地	一般に 300m内外の高度で緩慢な斜面と谷底を持つ地形。